

横浜市港湾局土木工事週休2日制確保モデル工事実施要領

制 定 令和2年2月17日港湾建一第1038号
一部改正 令和2年8月28日港湾建一第541号

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づく横浜市週休2日制確保モデル工事実施要領（平成29年6月26日財公第147号）とともに、国土交通省関東地方整備局事務連絡（平成30年8月6日）の趣旨に則り港湾局が発注する土木工事に係る週休2日等を確保するモデル工事（以下「港湾モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

(工事現場における週休2日制)

第2条 本要領の工事現場における週休2日とは、土曜日から金曜日までを一週間とする期間中に2休日（現場の休工日）とすることをいい、7日に満たない週は達成率の計算に含めない。ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日）及び夏季休暇は休日の対象としないものとし、次各号の取扱いを加えるものとする。

- (1) 週休2日のほか、4週8休についても評定を行う。この場合における4週8休とは、土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間として8休日とするもので、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以後同様とする。
- (2) 前号における評価対象期間は、工事着手日以降最初の土曜日を始期とし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日を終期とする。
- 2 天候や緊急対応等により、休日予定日を変更する場合は、監督員に連絡する。なお、休日予定日に作業を行う場合は、当該休日予定日が属する1期間内に振替休日を取得することとする。
- 3 実施期間は、現場着工日（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から、工事完成届の提出日までとする。
- 4 週休2日が達成された場合は工事成績評定に反映し、4週8休が達成された場合は請負金額へ反映するものとする。

(発注者指定型の港湾モデル工事実施の選択)

第3条 請負人は、港湾モデル工事実施に係る同意・不同意を選択できるものとし、これについて、「週休2日等確保港湾モデル工事実施同意（不同意）届（変更届）」（様式1）により、施工計画書と併せて監督員に届ける。なお、不同意を選択した場合であっても、工事成績評定での減点はしない。

2 請負人は、港湾モデル工事実施に係る同意を選択した場合であっても、前項に規定する様式1を監督員に提出することにより、不同意を選択する変更ができる。なお、不同

意に変更した場合であっても、工事成績評定での減点はしない。

(受注者希望型の港湾モデル工事实施の選択)

第4条 請負人は、週休2日等除外工事（発注時において港湾モデル工事の対象外であることを示している工事をいう。）を除き、港湾モデル工事の適用について、監督員に協議することができる。協議に際しては、「週休2日等確保港湾モデル工事適用協議書（変更届）」（様式2）により、施工計画書と併せて監督員に届ける。

2 請負人は、港湾モデル工事の適用を受けた場合であっても、前項に規定する様式2を監督員に提出することにより、不適用に変更することができる。この場合において、工事監督員がこれに同意したものとみなし、工事成績評定での減点はしない。

(港湾モデル工事の取組内容)

第5条 請負人は、契約した工期の中で、週休2日等を確保するものとする。ただし、これらの確保を事由にした工期の変更は行えない。

2 請負人は、当月の休日取得計画については前月月末までに、前月の休日取得実績については当月の16日までに、「休日取得計画・実績書」（様式3）を監督員に提出する。ただし、最初の休日取得計画は現場着工日前に提出するものとする。

3 請負人は、港湾モデル工事である旨を公衆の見やすい場所に明示するものとし、次の記載内容の例を基本にA3サイズ以上の大きさをこの行う。

記載内容の例

<p style="text-align: center;">週休2日等確保港湾モデル工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日等の確保に取り組むモデル工事です。</p> <p style="text-align: right;">発注者：横浜市港湾局 請負人：〇〇〇建設㈱</p>
--

4 請負人は、第2項に規定する様式3について、該当月分を公衆の見やすい場所に掲示するものとし、A3サイズ以上の大きさをこの行う。

(週休2日等の実施確認)

第6条 請負人は、前条第2項に規定する様式3の提出及び作業日報の提示により、監督員の確認を受ける。

(工事成績評定への反映)

第7条 監督員は、工事完了後にまとめて、週を単位とする週休2日実施を確認する。

2 確認により、週休2日達成率が75%以上となった場合は1点を、50%以上となった場合は0.5点を、それぞれ成績評定で加点する。ただし、達成率が50%未満となった場合又は実施しなかった場合は、週休2日実施に関し加点又は減点の評定は行わない。

3 前項に掲げる達成率は、第2条第1項に規定する取扱等により計算する。このときの

達成率は、小数点以下第1位を四捨五入して整数とする。

$$\text{達成率（\%）} = \frac{\text{（週休2日を実施した単位数）}}{\text{（期間内の総単位数）}} \times 100$$

（請負金額への反映）

第8条 第6条に規定する確認により、4週8休が達成できた場合は、「週休2日等確保港湾モデル工事の実施に伴う増額補正について」（別紙）のとおり増額補正を行う。

（アンケート及び実施確認書）

第9条 請負人は、第3条に規定する発注者指定型の港湾モデル工事については実施・未実施の別なく対象にし、また、第4条に規定する受注者希望型の港湾モデル工事については適用分を対象にして、工事完成届提出後7日以内（土、日及び祝日を含む。）にアンケートを監督員へ提出するものとする。

2 請負人は、週休2日の達成率が50%以上となった場合は、監督員に実施確認書の発行を求めることができる。この場合において、請負人は、アンケートとともに実施確認書を監督員へ提出し、その確認を受ける。

附 則(令和2年2月17日港湾建一第1038号)

（施行期日）

この要領は、制定の日から施行する。

附 則(令和2年2月17日港湾建一第1038号)

（施行期日）

この要領は、令和2年8月28日から施行する。

週休2日等確保港湾モデル工事の実施に伴う増額補正について

1 港湾工事の場合

- (1) 港湾土木請負工事積算基準の間接工事費率を適用した工事を対象とする。
- (2) 対象工事について、4週8休以上が確保できた場合は、以下の方法により、設計変更を行う。
- ア 労務単価（港湾5職種※1除く）に補正係数1.05を乗じる。
- イ 港湾市場単価は、標準市場単価に表に示す補正係数を乗じる。ただし、補正対象外職種※2が含まれる工種の補正は行わない。
- ※1 港湾5職種：高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員
- ※2 補正対象外職種：港湾5職種

港湾市場単価補正係数

工 種		市場単価補正係数
1	底面工	1.04
2	マット工	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	補正しない
19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
20	防砂目地板取付工（水中施工）	補正しない
21	吸出し防止工	補正しない
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23	ペトロラタム被覆	補正しない
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工）	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	補正しない
26	かき落とし工	補正しない
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
28	汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
29	灯浮標設置・撤去	補正しない
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05

2 土木工事の場合

- (1) 土木工事標準積算基準の間接工事費率を適用した工事を対象とする。
- (2) 対象工事について、4週8休以上が確保できた場合は、以下の方法により、設計変更を行う。

労務費1.05、機械経費（賃料）1.04、共通仮設費率1.04、現場管理費率1.05を乗じる。

土木工事標準単価は、「4週8休以上」の補正を適用した単価を計上する。

3 異なる積算基準が含まれている場合の取扱い

港湾工事で土木工事標準積算基準の工種が含まれている場合又は土木工事で港湾土木請負工事積算基準の工種が含まれている場合の増額補正は、次表のとおりそれぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

		港湾工事		土木工事	
		土木工事標準積算基準	港湾土木請負工事積算基準	土木工事標準積算基準	港湾土木請負工事積算基準
4 週 8 休 以 上	労務費	1.05	1.05 (※)	1.05	1.05 (※)
	機械経費（賃料）	1.04	—	1.04	—
	共通仮設費率	—		1.04	
	現場管理費率	—		1.05	

※ 補正対象外職種：高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員

(様式1)

令和 年 月 日

(工事監督課)

請負人 (社名)

現場代理人氏名

印

週休2日等確保港湾モデル工事実施同意 (不同意) 届 (変更届)

週休2日等確保モデル工事の実施について、次のとおり回答します。

工事件名	
モデル工事の実施	同意します ・ 同意しません ※

※いずれかに○印をしてください。

総括監督員	主任監督員	担 当 監 督 員

(様式2)

令和 年 月 日

(工事監督課)

請負人（社名）

現場代理人氏名

印

週休2日等確保港湾モデル工事適用協議書（変更届）

週休2日等確保モデル工事について、適用を協議 ・ 不適用に変更 します。

工事件名	
------	--

(工事監督課 記入)

上記協議について、回答します。(協議時のみ)

モデル工事の適用	同意します ・ 同意しません ※
----------	------------------

※いずれかに○印

(不同意の場合の理由)

総括監督員	主任監督員	担当監督員

(様式3)

休日取得計画・実績書

発注者名	
工事件名	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
請負人名	

令和 年 月

提出・揭示日 令和 年 月 日

日	曜日	休日取得計画	休日取得実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

(注) 備考には、着工日、休日振替日を記入してください。